

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和5年3月13日（月曜日）

総務消防委員会

日時 令和5年3月13日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

第1号議案	「質疑・討論・採決」
第2号議案	「質疑・討論・採決」
第3号議案	「質疑・討論・採決」
第4号議案	「質疑・討論・採決」
第5号議案	「質疑・討論・採決」
第6号議案	「質疑・討論・採決」
第7号議案	「質疑・討論・採決」
第8号議案	「質疑・討論・採決」
第60号議案	「質疑・討論・採決」
第61号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 佐宗龍俊	副委員長 竹下修平
委員 村田康助	山口洋一 中西宏彰 丸山隆弘
議長 長田共永	

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、消防本部、鳳来総合支所、こども未来課、学校教育課、総務企画課の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議会事務局次長 阿部和弘 議事調査課長 後藤知代

開 会 午前9時00分

○佐宗龍俊委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、10日の本会議において、本委員会に付託されました第1号議案から第8号議案まで並びに第60号議案及び第61号議案の10議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第1号議案 新城市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 確認をさせていただきます。

浅尾議員が本会議の中で質疑された中身で、1つ言葉上分からないことがあったものですから、まずそれを説明していただきたいということと、あと2点ほどありますが、最初にまず匿名加工情報という言葉が申されたんですけれども、今回、当時部長は、そのときには法律の中で盛り込まれていることであって、本市には当てはまらないというか、対応しないようなことを言われたと思いますが、そのところ確認したいと思います。

まず、1点です。

○佐宗龍俊委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 お答えさせていただきます。

匿名加工情報の話なんですけれども、ちょっと想定が分からないところがありまして、いわゆる全ての個人情報を匿名に加工して、いつでもすぐに請求があったら出せるという話なのか、それとも、個人情報の部分を黒塗りするという話なのか、申請があつてから業者に頼んで加工するのかという何かちょっとその辺、想定が分からないところがあるんですけれども、そのこと自体を規定するということが近隣の市町村においても特に匿名の加工

において対応するとかということはないということでありまして、うちも申請が来ましたら、黒塗りする必要があれば手で黒塗りしても間に合いますので。

ということで、うちの中では想定はされておられません。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

あと、今回のこの条例化ということなんだけども、そもそもそれぞれ独自に個人情報保護条例というのが今までありましたんですけど、今回の条例化によってどう変わっていくのかというのがなかなか理解に苦しむんですけれども、そこをまず説明していただけますか。

○佐宗龍俊委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 基本的には、これまで国のいろんな機関の中で、例えば、民間の事業者の個人情報、それから、国の行政機関の個人情報、それから、独立行政法人等の個人情報、それから、各市町村の公共団体の個人情報ということで、4つの個人情報がそれぞれ4つの法律で規定されておりました。

いろいろ違いもあつたりするというのもありまして、特に地方公共団体、それぞれ市町村は条例でやっておりましたので、これが国において法で一括で管理するというものになっております。

それに対して、法律が認める範囲内でそれぞれの市町村において条例を定めることができるということで、今回我々が定めたのがこの条例になります。

どこが違うかという話なんですけれども、一番分かりやすいところでいいますと、国の法の中では申請を受けてから30日以内で回答するというものでいいよとなってるんですけども、現在我々は2週間で回答しておりますので、それが法に従って延びたりするようになりますと、現在の人たちに不利益になるというこ

ともありますので、それを法よりも短くしております。それは法の規定内ということで短くしております。

あと、もう1点は、法においては1件300円という手数料を取ることが可能だとなっておるんですけども、今現在、実際、手数料は取っておりません。コピー代として実費は取っておるんですけども手数料は取っておりませんので、それを取らないということを決めておりますので、基本的に今の申請から手続に係る内容でそんなに変わるところはございません。

以上でございます。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 大体分かりました。大体流れ分かってきたんですけど、もう1つ、あと今回これまで個人情報保護条例というものそもそもあって、それを廃止して新たに施行条例というものをつくっていくという流れだと思っておりますけど、そこにおいて各市町村そのもののこれまで守られてきたというんですか、プライバシー権だとか基本的な人権ということはこの間の議会でも言ってみえた議員がおみえになりましたが、浅尾議員でしたか、これ言ってみえたんですけども、個人の基本的な人権そのものが今回のことによっておろそかになるというようなことが一番懸念されるところのかなと思ったものですからね、その辺はクリアできるわけですかね。

○佐宗龍俊委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 もともと個人の基本的な人権を守るために、市町村が持っている本人の市町村に登録されている情報を見れるということが大きなものでありますので、そのこと自体は変わることがありません。ですので、例えば自分の住民票が、一体どんな人っていうのは言えないんですけど、いつ請求されたのか、自分以外に誰か請求したことがあるのかとか、そういうことを請求することができますし、それに当たっては先ほど申した

ように、日数も延びるわけではありませんし、手数料もこれに従って取るということにはなっておりませんので、今までどおりのものになりますので基本的に人権はそのまま守られておるということでございます。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第1号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号議案 新城市職員退職手当基金の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 退職が公務員の関係で延びるということ、これは理解をしますし、そこで、第2条に会計年度云々ということで多分7千万円積み立てると伺っておりますが、ただ単に7千万円、財源を一般財源から出して基金へ回すということでは理解するのですが、その7千万円を逆にどのようにして歳出、他の事業で歳出を抑えていくかというようなことは、条例でありますので関係ないと言われればそういうことなんですけど、そういうことをしなくては、ただ単に条例をつくり、基金を創設します、積み立てました、はい7

千万円で5年置けば3億5千万円確保できましたとはいけないと思うんだけど、その辺はどういった考えの基にこの制定を起案されたか、お願いします。

○佐宗龍俊委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 この7千万円につきましては、委員会の中でもお話をしたかもしれませんが、シミュレーションとして7千万円と8千万円と1億円という積立金を想定しながら、向こう令和25年度までのおおよそ見込みを立てたところでは。

そうした中で、今後退職していく職員が本市においては、令和15年度以降が特に増えていくところになるので、そうしたところでこの7千万円という金額が一番最低限のところではやっていけるというラインで踏んで立てたところでありまして、後は、この金額、歳出云々というところ、委員言われるところにつきましては、財政側と相談しながら、調整かけながら、これなら行けるのではないかとところで数字を踏ませていただいたところでは。

○佐宗龍俊委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 何とかなるであろうということの中だとお答えをいただきました。

そこで、任期付職員さんという制度ができて、それ以前は臨時雇用ということで職員を採用しており、そしてその方たちには職種によっては賞与も与えられなかったというものを、この任期付によってボーナスもそれなりに身分保障をしようということで支払いをしてきたわけでありまして、定年延長になるということは、逆に言うとさらに身分の保障がしっかりとされたということになるということからいくと、今のその制度をある程度見直す時期が来るのではないのかなと思うんです。

一方では、どんどん延長が延びていく、一方は任期付どんどんやっていくと、抛出するほうがすごく増えてくる。要するに管理比率

が物すごく上がってくるということは明らかでありますので、そこらを見直しをして、例えば7千万円基金へ持ち出す代わりには、そういった他の給与のほうから削減をして7千万円の財源をつくり出していくということをしなくては、基金へ持ち出すほうはどんどん出していく、任期付の職員は同じように労働条件の中で雇用していくということであれば、いかななものかと思うのですが、そういうことはお考えになられたのかどうか、確認します。

○佐宗龍俊委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 今回、この基金積立に係る条例の策定なんですけども、もともとは国のほうからこの定年引上げにかかって期間中退職する人が増えたりする期間があるというところの通知の基に策定を行っております。

正規の職員がやめるというところと、任期付がやめるといったところはまた考え方が変わってくるかと思うんですけども、そもそも正規の職員が足りておるところであれば任期付職員を雇う必要もなくなってくるところもあるかと思っておりますので、採用のバランスとしては採用、退職のところは今後バランスよく考えていくという見方しておりますけれども。

この退職金そのものにつきましては、この期間、令和25年度までに普通に年齢までいって退職したときの退職金を用意するというようなもので準備させていただく7千万円と考えておりますので、もしこれ、例えば退職が早まったりだとか、早期で退職するという方が増えたりすると、この金額7千万円というところは随時見直しをしていかなければいけないと考えておりますので、今、委員が言われるような任期付だとか、一般職員の関係で考えたかと言われるとちょっとそのあたりまでは至っておりませんけれども、考え方としてはこのままやめていく人の数、状況に応じて今回7千万円という金額を積みしていた

だくということで金額を諮らせていただきました。

○佐宗龍俊委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 通常民間ですと、当期の事業利益があるときでなくてはいけない、また、それに従って退職給与引当金を、病院関係なんかは積立てをしてるわけではありますが、ところが、今、通常一般の企業というのは、定年は延びましたよ、これは分かるんです。ところが、退職給与規定はほとんど残ってないというのが多分実情だと思うんです。60歳に達したときに個率によって支払っていくという手法を取って、それ以降は、定年は延びるけれども退給は出さないという制度を取っているところもありますし、自身辺りが、村田議員もそうなんです、役職を55歳で切られますともうその時点でおしまいよというようなこともあるんです。

ですので、民間はそういった内部で努力をしながら、それでもなおかつ経常利益が上がってきたということであるならばそういった方にも多少のものはお支払いをしてお疲れでありました。だから、一度打ち切っていくという方式なんです、そういうことは承知をしてみえて、これにやられたのか。

ですので、市民感情がこれによって、当然行政マンというのは労働組合がありませんので、そういった意味では保護してあげないといけないということもありますが、その点はやよろしいでしょうか。

○佐宗龍俊委員長 西村企画部長。

○西村仁志企画部長 ちょっと、山口委員にお伺いしたいのですが、今の御質問の意図として、退職金の払う時期の話、要するに、例えば60歳のときに民間の企業だと払って、市役所も定年延長になってさらに上乘せの退職金のために7千万円を積むというそういうふう聞こえてしまったのですがそうではないですよ。

今回は、例えば、65歳定年制になったとき

には60歳には退職金は払われずに、退職をするときにそれまでの退職金を、例えば63歳でやめたならば63歳までの退職金をそこでお支払いする、そういう趣旨のものでございますので、何かお話を聞いて、ごめんなさい、僕の理解が悪いのかもしれませんが、そうではない、そこを言われてるわけではないですよ。

○佐宗龍俊委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 60歳で退職金は、要するに年数が増えれば増えるほど、個率っていうのは上げるというのが普通ですよ。行政でも、大卒で60歳まで来ると勤務年数が38年間あるので、個率は何個率ですよ。それで、所定内賃金の中で計算をして払いますよね。

それが、今度は65歳になれば38足す、そうではないということですね。65歳のために積み立てたって聞こえるので。

○佐宗龍俊委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 先ほど部長が簡単にお話いただいたとこなんですけども、この定年延長というのが65歳まで引き上げられますけども、これまで60歳になると退職金を払っておった。ところが、この延長によって2年で1つずつ年が重なってくるというような形で、今後、令和13年度で完了するんですけども、制度自体が。

本当にこれで今度は61歳で退職する方は、定年を迎える方は61歳の時点で退職金を支払うという形になります。

そのときには、退職金の計算の仕方については、まず役職定年というような形で退職金の計算の仕方が当然ありますので、それによって増える、増えないということはまず基本的には年数がその先増えたことによって、定年が60歳から例えば63歳になったときに3年、さらに加算されるかといったところを気にされてるとこだとは思いますが、それについては影響はないと、そういう制度に今回定年引上げ制度は変わっております。

○佐宗龍俊委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 何かしっくりこない部分があるんですが、例えば、大変失礼なんですが、西村部長、これでなられます。それで、本当は1年後ならもっと分かりやすいんですが、退職されました、もっと若くて田中消防長ぐらいただと63歳か64歳まで行くので、なりました。すると、60歳のときのものが元で、さらに64歳のときには4年分は加算はされないという考えでいかれるということでもいいんですよ。

どうもその辺がしっくりいかないの、将来増えるから令和15年には退職者がピークに達するからその分を留保したいというふうに聞こえたので。

○佐宗龍俊委員長 西村企画部長。

○西村仁志企画部長 すいません、私の説明が悪くて申し訳ございません。

今回の退職金が増えるというのは、単純に人数が極端に今と違って多くなる。ちょっと前には団塊の世代というのがありましたけれども。同じように、市の場合ですと、ここから先が急激に人数が増えてくるところがある。そうすると、数億円というような退職金を支払うことになってしまうので、そうしますと、山口委員が一番最初に心配されたように、この退職金を支払うことによって他の事業に影響を及ぼすようなことにならないかという御心配をさせていただきましたけれども、そういうことにならないように毎年7千万円ずつでも基金を積み立てることによって、それを平準化していく。

そのような考えで、この制度をつくっておるものですから、申し訳ありません、説明の仕方が、私が悪くて申し訳ありません。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 よく分かりました。前の本会議のときに答弁いただいた中で、毎年7千万円積み立てていく。これで、最大ピークのときには31名の方、この資料を見ますと、令

和23年度のときに31名の方、退職予測ということで載っておりますけれども、それでカウントしていくと6億5千万円になると。

これで、またほかに3億円を超えると、基金を取り崩してという発言もされたんですけど、それ意味合い分からなかったものですから教えていただきたいです、まず。

○佐宗龍俊委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 この先が、今まで大体ここ最近のベースとして、退職者、役職等にもよりますけども、14、5人の退職者がここ数年続いておったという状況です、これ、普通退職も含めてというところですけども。そのときに、3億円という金額が、基準といったら変ですけども、3億円ぐらいの金額で退職金を準備しておったところです。

そうしたときに、以降お配りした資料にもございますとおり、令和15年度以降19人、21人、20人、令和18年が13人、25人、19人、22人と大変人数が多くなってきます。

その段階で計算すると、この3億円を超えてしまうというときがあります。例えば、一番直近では令和15年度には、この計算で行きますと19人で約4億円ぐらいかかるであろうと想定しておりますので、そのときに積み立ててった3億円を超える部分、約1億円を取崩しをして備えていきたいと思いますというようなものになってますので、ですので、先ほど申し上げた14、5人を超えるところでいきますと、きっと取崩しが発生するのではないかと秘書人事課では想定をしておるところでございます。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

あと、こういう質疑いかんかも分からんですけど、愛知県で市町村退職金共済組合というんですか、ありますよね、今どういうふうに動いているか分からんですけれども、市町村職員のための組合がある。実際、どうい

ふうに動いているか分らないですけども。

過去、合併前は、作手、鳳来、あそこに加
入して、職員の皆さん、負担金を給料のほう
から天引きされる中で維持管理をしていただ
いて、退職金そのものもそういう組合のほう
から支給していただいていたと。そういう制
度と比べて、現状をメリット面というんです
か、また逆のデメリット面というんですか、
あるかと思うんですけども、その辺の活用
というのを考えられないですか、これからの
ことも含めて。

○佐宗龍俊委員長 西村企画部長。

○西村仁志企画部長 当時、私、合併協議会
事務局の職員でしたので、そこら辺の経過を
覚えてる範囲でお話ししますと、退職手当組
合の関係ですね。それが、旧鳳来町と旧作手
村が加入をしていたと。それで、新城市は加
入をしていない。それで、どっちに合わせる
んだということで協議を進めていた。

元の首長さんの中には、職員のそうしたお
金を安定的に確保するためにそれを継続して
入ったほうがいいのではないかとという首長も
いましたし、違う意見もあったと記憶をして
おります。

ただ、そういう調整の中で、退職手当組合
に入るという形になりますと、一時的に拠出
する金額が非常に多くて、そこが合併時にど
うなんだろうかということでそこを退会する
というふうな結論になったかと理解をしてお
りますので、今回これが出た段階で、そのと
こに振り返って試算をし直すということは、
申し訳ありませんがしておりません。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 合併当時のそういう合併協
定の中でも話合いされて、西村部長もその中
に見えたもので、当時、私もそうでしたので、
議会として出ておりましたので分かっており
ますが。

あのときの制度を考えますと、職員に対す
る福利厚生の方ではかなりメリットが高かつ

たんですよ、今でも高いと思うのですが。そ
ういう面からすると、やはり一考察として、
そういう手段もあるのかなど、莫大なお金に
なるかも分かりませんが。

とにかく、こういう基金を積み立てるぐら
いのことで、やはり何か寂しいじゃないです
か。市職員そのものの福利厚生の将来的なも
のを見ていくと、あそこの市は、あそこの町
はこういう制度で職員が保護されてますよ、
退職後も共済組合によってまたいろんなメリ
ットもありますよと。私自身も、実際僅かな
期間でありましたが、共済組合に加入してお
って、退職後も当然加入して、いろんなメリ
ットを被ってます。

というのは、保養所だとか、そういう活用
の面も含めていろんなメリットが講じるとい
うようなこともあったものですからね。

本議題においては、これはちょっと通告外
になりますので申し訳ない、余分なこと言っ
ちゃって。以上です。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありません
か。

[発言する者なし]

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第2号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異
議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき
ものと決定しました。

次に、第3号議案 新城市職員定数条例の
一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第3号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 これは、滝川議員が本会議質疑やっていたんですけれども、ちょっと詳細で聞いてて分からなかったところがありました。

年間を通してこういう報酬、手当をお支払いする場合と、あとそれとは別にお支払いする面が、特に学校関係だとか、その辺のところでは出ておるのかなと思ったんですけれども、もう少し、詳細に教えていただけますか。

○佐宗龍俊委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 お答えします。

この報酬は基本額と、それから児童生徒数によるもの、それから教員数によるものと分かれています。これは学校規模によって、一番小さな学校は児童9名、職員7名という学校もあります。一方、一番大きな学校では、生徒540名、教員38名という学校もあります。というところで、どの学校にもこの学校医は

必要ですので、年間の基本額が決まっております。

それプラス、やはり実働に応じた報酬をとということで、児童生徒数の割合、1人頭300円を400円にするとか、あと教員の数が1人当たり千円をとというような、そんな形で報酬額は定められております。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今回の改正によって、この東三河地域、特に質疑なんかでもあったんですけども、ほぼ統一される形になるということでしょうか。

○佐宗龍俊委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 今回、東三河の報酬をお聞きして調べたところ、まだまだ新城市の改定後の報酬も低いです。例えば、内科医、基本額だけですが、豊橋市で22万4千円、豊川市が26万5千円、蒲郡市は23万円、田原市21万円です。

それで、今回の報酬の見直しの方針としては東三河の平均に近づける、プラス一番最低のところ近づけてそれを超えないというようなところで改定額を定めさせていただいております。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第4号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案 新城市消防団条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 これも、滝川議員が本会議質疑やっていた内容であります。大体ほぼ理解はしておりますけれども、特に災害出動の関係の報酬の関係ですね。このところについての定めはまだまだ今後検討されていくという消防長の答弁をいただいたんですけれども、非常にこれ明確化するには難しいのかなとも思うのですが、だけれども、今回の場合、災害時は指揮、本部のほうで取られると。それから、訓練の場合は訓練の結果に応じて対応させていただくと。こういう答弁をいただいているものですから、そのような形でやっていただけたらと思います。

特に、災害出動のときに、様式を作って設定されていくということですが、どんなことを考えられておるのか。4月から稼働になっていくと思いますので、改めて確認したいと思います。

○佐宗龍俊委員長 加藤消防総務課長。

○加藤正文消防総務課長 災害出動に係る個人の特典、それから、従事時間の特典に係る御質疑をいただきましたので、御回答させていただきます。

現在、4月施行に向けて、消防団員の災害出動に係る災害出動報告というものに係る様式を、今、改めて試行的に運用しております。その内容につきましては、個人が必ず特定できるように分団各班ごとに様式を、それぞれ37班ございますので、37種類、一番多いところでは新城分団で30名を超える一班がありますので、それが1枚の様式の中に網羅できるような形で、様式を定めて、その方が災害に

対して何時間従事したか、それから、出動証明が必要なかどうかのかが網羅できる様式を現在用いて試行的に運用しております。

現在のところまでに大きな問題は直面しておりませんので、この様式でいけるものであると今のところ踏んでおります。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案 新城市市民センターほうらいの設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、第6号議案 新城市市民センターほうらいの設置の件について、数点確認をさせていただきます。

まず、1点目ですが、こちら鳳来総合支所内の集会室また相談室の設置、管理ということで、できるだけ多くの利用者の方が気軽に使いやすいような状況に整備していただければと思うのですが、この利用の許可、第3条のところ、市長の許可を受けなければならないということで、この利用の申込方法につ

いて、電話なのか、紙面での提出なのか、またホームページ上での申込み等あるのかそのあたりについて確認をさせていただきます。

○佐宗龍俊委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 利用の申込みにつきましては、現在もそうでありすけども、書面での申込みを想定しております。以上です。

○佐宗龍俊委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 現状は、そのように理解をさせていただきました。

ほかの申込方法というのは検討されなかったのか、それとも今後ほかの施設等場所によって違う部分もあるかと思うのですが、そのあたりについての考え方を確認させていただきます。

○佐宗龍俊委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 場合によっては、面談としながらといいますか、申込みをする際にどういった道具が要るとか、こういった使い方でこの部屋を使いたい、人数はどれぐらい使えるんだとか、そういったようなこともございましたので、今現在は書面で申込みをいただいているのが現状でありますけども、今後はなかなか稼働した後の様子を見ながら、例えば、今、メールでもやり取りができるような時代でありますので、そういったところも今後は視野に入れながら、運用をやりながら、都度考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○佐宗龍俊委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 ありがとうございます。

できるだけ多くの方が利用しやすいような対応をしていただければと思いますので、引き続き検討をよろしく申し上げます。

もう1点なのですが、別表のところに1時間当たりの使用料ということで金額がござい

まして、その下に備考が1から4までございます。例えば、市外の方であれば利用料が1.5倍になる等そのあたり記載があるのですが、このあたりの根拠について確認をさせていただきます。

○佐宗龍俊委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 こちらの備考につきましては、今回のこの市民センターほうらいの設置条例に限らず、基本的にいろいろタイプあると思うのですが、特にはこのほうらいにつきましては、集会施設となつてございます。平成30年度の財政健全化推進本部、そういった中でも適正な料金を受益者負担ということで徴収するという考え方の基に、こういった考え方ということで、ほかの条例にも既存でこの備考欄1から3のところにあるような規定は入っておりますので、そういった受益者負担、平等にどんな施設を使っても負担をしていただくという流れの中で、こういった規定も併せて整備をしているところでございます。

以上でございます。

○佐宗龍俊委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 そのように理解させていただきました。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。竹下委員が言われたところで、大体分かりましたが、この条例施行に当たって、この集会施設を使う場合の時間が全く分からないんですけども、これは別の中でまた入れられるということですかね。施行規則か何かの中でやられるということですか。

○佐宗龍俊委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 時間につきましては、今回の条例の中の別表の中に、

今回時間当たりで使用料を決めさせていただきました。ということで、条例の中に単位としまして1時間単位での利用ということで考えております。

○佐宗龍俊委員長 恐らく、何時から何時とかいう規定だと思うのですが、どうですか。

長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 今回の開発センターの規定につきましては、そういった形での規定の仕方をしておるわけなんですけれども、これがざっくりいいますと大体3区分になってまして、4時間単位ぐらいということですので、その間に1つの団体が入ったとします。そうすると、一般的な利用の中で2時間とか3時間やった場合は、今ほかの団体が空いた時間に入るというような運用はしてございませんで、そういったバッティングというところもこれまで特になかったということがございます。今回は、今まで開発センターでありました部屋がたくさんあったものを、コンパクトに支所のほうに集約したものですから、部屋数も減ってはきておるといところもございます。

ただ、利用については今後も引き続きたくさん利用していただきたい。そんな思いから、4時間単位の区分というくくりでの使用ということではなくて、ほんとに使用したいという時間で今回取っていただくというところで、条例のほうは考えさせていただきました。

以上でございます。

○佐宗龍俊委員長 市民センターほうらいが、例えば9時から21時までとかそういう時間をこの規定の中にうたっていないのはなぜか、ほかのところであっているのかという質疑だと思いますので、その答弁をお願いします。

長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 すいません。時間につきましては、規則のほうで時間、午前9時から午後10時と規定する予定でございます。

以上でございます。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ついでに、規則の中で決められると思うんですけども、休館のとき、それはどうなんでしょう、予定されてるか。

○佐宗龍俊委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 休館日でございます。月曜日、それから年末年始になります。12月29日から翌年の1月3日ということで想定しております。

以上でございます。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 第14条で、これまずないと思うんですが、詐欺その他不正の行為によるということで過料を科すようになっていますが、これ制定しますが、他の施設でこういうことがあったのか、なかったのかということが1点目。

2点目としては、その詐欺とか不正の行為というのは、何を基準としておみえになるのか、その点だけ。

○佐宗龍俊委員長 長坂鳳来総合支所地域課長。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 今までで、ほかの施設でこういった事例があったかというところでございますが、こういった事例は把握はしておりません。

2つ目ですけども、すいません、もう一度お願いできますか。

○佐宗龍俊委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 詐欺だとか不正行為をという判断基準。

○長坂茂英鳳来総合支所地域課長 詐欺、その他の不正行為ということなのですが、この第8条のところに、使用料が書いてございますが、それ以外に例えばいきますと、許可なく勝手に部屋を使ってしまったですとか、

そういったところを想定しております。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第6号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案 新城市総合支所設置条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第7号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案 新城市開発センターの設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第8号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第60号議案 新城市辺地に係る総合整備計画の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 確認させていただきます。

辺地に係る総合整備計画、これは交付税対応の措置がかなり一番有利なとかそういう制度であると思いますが、今回この変更において、この総合計画の中に載っているところの変更ということはもちろんでありますけれども、5年間の計画の中で令和6年度までの計画ということになっておるようですが、特段これは前年度においてこのように計画変更するに当たっているいろんな事業と絡めた形での事業となると思うのですが、ほかの補助事業だとか、いろんな対応できるような事業に絡めて変更を行っているということですのでよろしいですかね、そのように理解してよろしいですか。

これも、前年度においてということですのでか。

○佐宗龍俊委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 辺地計画につきましては、今回変更させていただいた部分が、多くが林道の路線に関する事業費の増減が大きいところございまして、他の事業に関連してという趣旨ではないです。

今回につきましては、令和5年度以降の事業を見通していった場合に、市道も一部ございますが主に林道につきまして、事業費の変更が生じたということになります。

例えば、今回一番大きなところでいきますと、塩瀬辺地につきましては、もともと計画で予定しておりました、例えば塩瀬本線の改良、舗装でございますけど、改良工事であれば法面の保護工というんですか、モルタルの吹付工がありますけれども、施工箇所の測量実施をしてきたところ、当初の予定よりは施工の面積が減少をした、そのことによる減少であるとか、それから、土質試験を行った結果、路床の土質が良好だったために舗装構成というのが変更する必要が出てきて、これによって早期に事業効果を得ることができるとことで舗装延長を前倒しをして完了したことによる事業費を減少したとか、それ以外には追加もございまして、幾つかの辺地に関わってきますけれども、設計内容見直し等する中で新たな工事が見込まれるような工事もございまして、追加をしたと。そういったところが主な今回の変更点になっております。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりましたけれども、要するにこの表からいきますと、この特定財源と一般財源、この一般財源に対する辺地計画の、特に辺地債が求められるところの中身だと思っておりますよ。

それで、事業全体というのはこれは県の制度だとか国の制度の補助事業によって進むと考えられますけれども、そこをちょっと聞きたかったんです。どうですか。

○佐宗龍俊委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 委員、おっしゃられるとおりで、この事業につきましては、国の事業、それから県の事業、その路線を新たに追加をしたいというような調整を市の森林の部局のほうが県、国と調整をしております、それによる計画の変更の必要が出てきたということでございます。

○佐宗龍俊委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この変更に乗っている、例えば先ほどおっしゃられた塩瀬辺地ですか、ここにおいては事業を、これは来年度ですね、来年度から令和6年度までの中で事業の変更があるがために、こういう計画変更しますよ。先ほど言われた理由によって、施工の法面が減ったとかいろんなそういう事情によって予測されるからこういう事業変更にしますよということで、そういう解釈でいいですね。

○佐宗龍俊委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 そのとおりでございます。

○佐宗龍俊委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第60号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第61号議案 新城市過疎地域持続的発展計画の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第61号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前9時53分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 佐宗龍俊